

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

令和2年11月12日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

令和2年11月12日（木）午前9時30分～ 本庁舎4階大委員会室

2 出席者

危機管理課 寺田課長、迎主査補

3 件名

白井市国土強靱化地域計画について

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 継続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

・アクションプラン編に位置づける事業には、どのようなものがあるのか。
→後期実施計画の重点事業または分野別事業のうち、国土強靱化に関するものを位置づける。

・計画期間を設定せず概ね5年ごとに見直しとするのはなぜか。
→国土強靱化地域計画は長期的な視点での方向性を示すものであるため、計画期間は設けていない。また、国、県ともに計画期間を設定せず概ね5年ごとに見直すこととしており、本計画についても、国、県の見直し内容を踏まえながら検討していくためである。

・自治会、自主防災組織や議会への説明に当たり、事業も示したほうがイメージが湧きやすいのではないか。
→企画政策課と調整する。

・自治会、自主防災組織や議会への説明に当たっては、総合計画、地域防災計画、予算やアクションプランとの関係性について整理して臨む必要がある。

（指示）

- ・計画の策定にあたり、アクションプラン編も含めて防災会議にかけること。
- ・基本計画編とアクションプラン編の完成時期を合わせること。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

付議書(行政経営戦略会議)

部課名 総務部 危機管理課

件名	白井市国土強靱化地域計画について							
計画の概要	<p>【目的】 大規模自然災害が発生しても、人命を守り、経済社会が、致命的な被害を負わない「強さ」と、速やかに回復する「しなやかさ」を持った、安全・安心な国土・地域・経済社会システムを平時から構築する「国土強靱化」を推進することを目的とする。</p> <p>【役割・位置づけ】 本計画は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第13条に基づき策定する「地域計画」であり、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる計画である。 総合計画の下及び各分野の基幹計画の上で、国土強靱化に関する各個別計画の指針となる計画として位置付ける。</p> <p>【策定方針】 令和2年6月26日決定</p> <p>【構成】 基本計画編とアクションプラン編</p> <p>【計画期間】 ・基本計画編:期間設定は行わないが、原則5年ごとに見直しを行う ・アクションプラン編:令和3年度から令和7年度まで</p> <p>【計画の体系】 (基本計画編) 第1章 計画策定の趣旨及び基本的な考え方 第2章 脆弱性評価 第3章 強靱化の推進方針 第4章 計画の推進と見直し</p>							
論点(決定を要する事項)	白井市国土強靱化地域計画(基本計画編)における「推進方針」の方向性							
部内会議や関係課等との調整結果(主な意見・懸案事項)	<p>【策定会議】 ・自治会・自主防災組織との意見交換会に当たっては、総合計画との関連性の説明の仕方について、整理が必要である。 ・施策の重点化について、どのような考え方で示すのか、明確にする必要がある。</p>							
スケジュール	R2年11月17日 防災会議 R2年11月21,22日 自治会・自主防災組織との意見交換会 R3年1月上旬～中旬 パブリックコメント R3年2月 基本計画編決定 R3年3月 アクションプラン編決定							
	項目	有無	方法(時期)	項目	有無	方法(時期)		
	条例規則	無		報道発表	無			
	議会説明	有	説明会、議員全員協議会等	広報・HP等	有	広報、HP		
	市民参加	有	意見交換会(R2年11月)、パブリックコメント(R3年1月)					
	付議書公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非 <input type="checkbox"/> 時限非 () まで						
参考情報	関係法令等	強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法						
	関係課	企画政策課、道路課、都市計画課、産業振興課、教育委員会など						
	事業費	7,887千円(うち特定財源)				0千円)		
	カテゴリー	年代	全ての年代	場所	市内全域	目的	地域・安心	手段

◆ 白井市国土強靱化地域計画の概要

◆ 基本的な考え方

【計画の位置づけと想定するリスク】

本計画は、国土強靱化基本法第 13 条の規定に基づく国土強靱化地域計画として、国及び千葉県の各計画との調和を保ちつつ、国土強靱化の観点から、総合計画の下位として調和を図るとともに、各分野の基幹計画の上位として、国土強靱化に関して各分野の個別計画の指針となる計画です。

また、本計画では、想定するリスクを大規模自然災害〔地震、風水害・土砂災害、火山噴火〕とします。

【目指すべき姿】

本計画では、市域の強靱化を総合的に図るため、次のように目指すべき姿を設定します。

**今後首都直下型地震が高い確率で発生することが見込まれるとともに、
地球温暖化などを原因とした気候変動により台風の大型化や豪雨などのリスクが高まる中、
災害から市民の生命・身体・財産を守り、市民が安心して安全に暮らせるよう、
「災害に強いまちづくり」を進めます。**

【基本目標】

本計画では、国基本計画及び県地域計画の基本目標を踏襲し、以下の 4 つを基本目標として、強靱化を推進します。

- I 人命の保護が最大限図られること
- II 市及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化（減災・縮災）を図ること
- IV 迅速な復旧・復興を図ること

【事前に備えるべき目標】

本計画では、大規模自然災害の発生を想定して、より具体化し、達成すべき目標として、国基本計画及び県地域計画を踏まえ、次の 8 つの「事前に備えるべき目標」を設定します。

1. 直接死を最大限防ぐ
2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
3. 必要不可欠な行政機能は確保する
4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
5. 経済活動を機能不全に陥らせない
6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
8. 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

◆ 強靱化に関する脆弱性の評価と取組みの推進

【脆弱性の分析・評価】

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに、関連計画に位置づけられている施策等をベースに施策の達成度や進捗などを把握して、現状の脆弱性について分析・評価を行いました。

【施策分野等の設定と具体的な取組み】

国基本計画及び県地域計画の施策分野を参考として、「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を回避するために必要な施策を念頭に置きつつ、次の 7 つの個別施策分野と 4 つの横断的分野を設定しました。

個別施策分野	① 健康・福祉	② 学習・教育	③ 産業・雇用	④ 環境・自然
	⑤ 地域・安心	⑥ 都市・交通	⑦ 行財政	
横断的施策分野	(A) リスクコミュニケーション※		(B) 人材育成	
	(C) 官民連携		(D) 老朽化対策	
	※リスクコミュニケーションとは、災害等によるリスクに関する正確な情報を、市民、事業者、行政などで共有し、相互に意思疎通を図ること。			

脆弱性の分析・評価を踏まえ、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）毎の具体的な取組み（推進方針）をとりまとめました。（国土強靱化に関する推進方針一覧参照）

◆ 白井市国土強靱化地域計画の概要

国土強靱化に関する推進方針一覧

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)		推進方針 () 内は推進方針の例 ※再掲は省略
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	地震 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	○公共施設の耐災害性の向上（長寿命対策や非構造部材の安全対策） ○中心都市拠点や生活拠点における耐災害性の向上（都市計画による規制誘導等による災害に強いまちづくりの促進） ○住宅・建築物及び宅地の耐震化や安全性の向上（住宅や大規模盛土造成地等の耐震化や安全性の向上の促進） ○地域防災力の向上（市民の防災・減災に関する意識の醸成や、消防団や自主防災組織等の機能強化）
		1-2	大規模火災 密集市街地や不特定多数が集まる施設等における大規模火災による多数の死傷者の発生	○自助・共助による火災予防対策の充実（火災発生の防止及び早期発見などの火災予防対策の周知） ○公助としての消防力の充実（消防職員・消防団員の育成や消防施設設備の耐災害性の向上） ○ゆとりある住環境の整備（ゆとりある区画設定等による災害に強いまちづくりの促進）
		1-3	風水害・洪水 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	○総合的な治水対策等の充実（国・県等と連携した総合的や治水対策、下水道雨水施設などの計画的整備）
		1-4	土砂災害 大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生	○土砂災害警戒区域等における防災・減災対策等の充実（警戒避難体制の確立等各種防災・減災対策の推進）
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	物資・燃料 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	○必要な備蓄物資等の確保（各種物資等の計画的備蓄、市民等への備蓄の重要性についての周知） ○エネルギー供給源の多様化の充実（再生可能エネルギー等や蓄電池などの活用に向けた情報提供などの支援） ○支援物資等の調達・供給、輸送体制の充実（物資集積拠点の整備や関係機関等との連携強化） ○上水道施設の適切な整備と応急給水活動体制の充実（計画的な水道施設や管路等整備の検討、災害応急給水対策実施体制の充実） ○道路啓開・応急復旧体制の充実（道路の障害物除去や被災箇所の応急復旧体制の充実）
		2-2	救助・救急 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	○広域的な傷病者搬送体制の整備（後方医療機関への搬送体制の整備） ○避難行動要支援者等に関する情報共有や支援体制等の充実（避難行動支援者等の避難支援体制の充実や意識の醸成） ○応急手当の普及啓発の充実（市民等に対する災害時における応急手当の普及啓発） ○安全な社会福祉施設整備の促進（社会福祉施設の整備、相互支援体制の充実）
		2-3	帰宅困難者 想定を超える大量の帰宅困難者（通勤・通学・来訪者等）の発生、混乱	○帰宅困難者対策の充実（一斉帰宅行動の抑制の重要性周知、支援スポットの充実）
		2-4	医療 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	○保健・医療サービスの情報提供体制の充実（保健・医療サービスに関する情報発信体制の充実） ○医療救護体制の充実（市救護本部及び救護所の運営に必要な体制充実）

◆ 白井市国土強靱化地域計画の概要

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)		推進方針 () 内は推進方針の例 ※再掲は省略
	2-5	衛生管理	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	○被災地での衛生環境保全体制等の充実 (感染症などに関する基礎知識の普及・啓発や体制・施設設備等の充実)
	2-6	健康管理	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化、死者の発生	○指定避難所及び福祉避難所の機能充実 (避難生活の質の確保のための避難所の機能充実) ○健康管理等に関する情報提供体制の充実 (災害時における健康の維持管理に関する情報提供)
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	警察機能	被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱	○地域防犯力の向上 (災害時を想定した地域防犯力向上体制の充実)
	3-2	行政機能	市職員・公共施設等の被災による行政機能の大幅な低下	○業務継続体制等の充実 (業務継続体制や広域的な災害相互応援体制の充実) ○防災活動拠点の機能充実 (耐災害性の向上に配慮した施設設備の充実) ○避難所の開設・運営体制の充実 (避難所の多様な開設・運営方法等について関係者との連携強化)
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	通信基盤	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	○通信機器の充実と発信手段の多様化 (通信機器の耐災害性向上と多重化)
	4-2	メディア	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	○通信機器の充実と発信手段の多様化 (通信機器の耐災害性向上と多重化)
	4-3	情報サービス	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	○外国人等への情報の適切な提供と共有化 (外国人等に対する防災に関する学習機会や情報発信体制の充実) ○身近な相談体制の充実 (地区社会福祉協議会等との連携強化) ○学校における防災教育の一層の充実と避難体制の向上 (児童・生徒等に対する防災教育の充実と避難体制の向上)
5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	製造・物流	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下	○工業団地等の耐災害性の向上 (工業団地アクセス道路の整備やオープンスペースの確保)
	5-2	エネルギー	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響	○企業における業務継続のための支援体制の充実 (企業の事業継続計画 (BCP) 等の策定促進)
	5-3	産業施設	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	○重要な産業施設の耐災害性の向上 (各事業所等における安全保安管理対策の向上)
	5-4	交通網	基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	○民間開発の規制誘導による耐災害性の向上 (防災・減災に資する民間開発の促進) ○多重道路ネットワークの形成による耐災害性の向上 (道路ネットワークの形成による避難経路の確保)
	5-5	金融サービス	金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響	○金融サービスの停止や消費者トラブル等に関する相談体制の充実 (災害による金融不安のための情報提供体制の充実)
	5-6	食料等	食料等の安定供給の停滞	○農作物等の災害予防対策の充実 (農作物の災害による被害の軽減) ○家畜等の防疫体制の充実 (伝染病の拡大防止)

◆ 白井市国土強靱化地域計画の概要

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)		推進方針 () 内は推進方針の例 ※再掲は省略
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	エネルギー 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPGガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	○燃料等の確保体制の充実（災害協定の運用体制整備や民間事業者との協定の締結） ○ライフライン事業者等との連携強化（ライフライン事業者に対する耐災害性の向上や連絡体制の構築の促進）
		6-2	上水道 上水道等の長期間にわたる供給停止	○上水道施設の適切な整備と応急給水活動体制の充実（計画的な水道施設や管路等整備の検討、災害応急給水対策実施体制の充実）
		6-3	汚水処理 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	○下水道施設の維持・更新等と業務継続体制の充実（ストックマネジメント計画に基づく更新やBCP計画に基づく体制整備） ○浄化槽の整備及び災害対応力の強化（災害に強い合併浄化槽の情報提供）
		6-4	交通基盤 交通インフラの長期間にわたる機能停止	○市道・橋梁等の適正な維持管理（耐災害性の強化や維持保全）
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震火災 地震に伴う市街地での大規模火災発生による多数の死傷者の発生	○避難場所や延焼防止等に資する公園等の整備（避難場所や防災活動拠点となる都市公園の整備） ○都市防災機能を有する街路の整備（延焼の拡大防止などの多様な機能の確保に配慮した街路等の整備）
		7-2	交通障害 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺	○緊急輸送道路の耐災害性の向上（関係機関と連携した緊急輸送道路の耐災害性向上）
		7-3	防災基盤 調整池や排水機場等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生	○土砂災害警戒区域等における防災・減災対策等の充実（土砂災害警戒区域等における警戒避難体制の確立等各種防災・減災対策の推進）
		7-4	有害物質 有害物質の大規模拡散・流出や富士山噴火の降灰等による国土の荒廃	○富士山噴火による降灰対策（火山灰による被害軽減対策の検討）
		7-5	緑地 農地・森林等の被害による国土の荒廃	○農地・農業水利施設等の適切な整備（農業水利施設等の改善や農地の大区画化の促進） ○有害鳥獣対策による農地・森林の荒廃防止（鳥獣保護法に基づく有害鳥獣捕獲の促進）
8	地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	災害廃棄物 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞による復興が大幅に遅れる事態	○一般廃棄物処理施設の耐災害性の向上（各組合と連携した計画的な施設整備） ○災害廃棄物等の処理体制の充実（災害廃棄物処理計画等に基づく処理体制や施設設備の充実）
		8-2	人材 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）や体制の不足等により復興できなくなる事態	○危険度判定等に関する体制の充実（各種講習会への参加等による人材養成） ○人的支援の受入れ体制の充実（訓練・研修等の実施、災害協定の運用体制の確認） ○防災・減災を担う市職員の育成（研修機会の拡充などによる人材育成） ○防災・減災活動を担う多様な人材の育成（防災・減災活動を担う多様な人材の育成） ○災害復興に関する事前体制の確立（災害からの復旧・復興活動を行える体制の整備）
		8-3	浸水 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態	○総合的な治水対策等の充実（国・県等と連携した総合的や治水対策、下水道雨水施設などの計画的整備）

◆ 白井市国土強靱化地域計画の概要

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)		推進方針 ()内は推進方針の例 ※再掲は省略
	8-4	地域文化 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	○指定文化財に係る各種防災対策の充実（指定文化財の保存管理状況の把握、災害予防措置等に関する指導・助言） ○市内の文化財等に関する現状の把握等（各種文化財等の所在・実態調査や保護対策）
	8-5	用地 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	○地籍調査等による土地境界等の明確化（地籍調査等による土地境界等の明確化の検討） ○応急仮設住宅の提供体制等の充実（応急仮設住宅の建設候補地の事前選定や民間賃貸住宅の活用方策の検討）
	8-6	経済等 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な被害	○生活再建や事業再建等の支援対策の充実（被災者再建支援制度や雇用維持に関する支援体制の充実）